

沼津市地域包括支援センター運營業務委託優先交渉権者選定に関する質問回答書

質問	NO 質問内容（一部要約）	回答
1	<p>プレゼンテーション資料の配布の有無</p> <p>プレゼンテーションを提案するにあたり、プレゼンテーション資料の配布は可能なのでしょうか？また、可能とすれば部数はどの程度必要でしょうか。</p> <p>また、“選定スケジュール”におけるプレゼンテーション日程通知（8月9日）とは、8月30日に行われる10時～12時のプレゼンテーションの運營業務委託優先交渉権選定者のプレゼンテーション順番を通知するものでしょうか？</p>	<p>プレゼンテーション資料の配布は認められません。</p> <p>また、プレゼンテーション日程通知では、会場、順番、予定開始時刻等をお知らせします。</p>
2	<p>選定スケジュールの記載について</p> <p>沼津市地域包括支援センター運営協議会による優先交渉権者の協議が9月（予定）されているとのことですが、事業者に対する優先交渉権者の結果通知はいつ頃を予定されていますか？</p>	<p>沼津市地域包括支援センター運営協議会において協議いただいた後、速やかに通知いたします。</p>
3	<p>事務所設置予定建物の写真または画像データの添付について</p> <p>“写真または画像データの添付”とありますが、新築で検討した場合パース図でもよろしいでしょうか。それとも現況写真（更地）でしょうか。</p> <p>または両方の添付が必要でしょうか？</p>	<p>パース図をご提出ください。（外観のイメージが伝わるものをご提出ください。）</p>
4	<p>地域包括支援センターの入り口を別に設けることについて</p> <p>運營業務委託優先交渉権者選定要領では「同一建物内に地域包括支援センターを設置する場合は入口を別にすること」とありますが、壁で仕切られた入り口が2箇所必要なのでしょうか？</p> <p>それとも入り口が2箇所あればパーティション等の仕切りでもよろしいのでしょうか？</p> <p>また、上記場合であって入り口（玄関）が一つの場合はどうなのでしょうか？（居宅と包括は別室で配置します）</p>	<p>包括と居宅は別事業所として、壁で仕切られた入り口を2箇所設置する必要があります。</p>

5	<p>社会福祉士その他これに準ずる者として規則で定める者の定義を教えてください</p>	
	<p>① 社会福祉士に準ずる者として、市例規の“福祉に関する事務所の現業員等の業務経験5年”という部分の定義と具体的な職種を教えてください。（例えば福祉事務所の生活保護課など）</p> <p>② また、“高齢者の保健福祉に関する相談援助業務”の定義と具体的な職種を教えてください。</p> <p>例えば、小規模多機能型居宅介護で管理者兼介護支援専門員として3年以上経験を有し、高齢者の保健福祉に関する相談・助言・指導等援助を行っている者はこれに含まれるのでしょうか？</p>	<p>① 「福祉に関する事務所」及び「現業員」につきましても、社会福祉法第14条及び第15条をご確認ください。</p> <p>また、具体的な職種については、福祉に関する事務所の査察指導員、現業員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事となります。</p> <p>② 高齢者の保健福祉に関する相談援助業務は、「単に介護保険サービスに関するケアプランを作成するにとどまらず、例えば、居宅介護支援事業所を併設している在宅介護支援センター等において、介護保険サービスを含む地域の様々な保健福祉サービスや生活支援サービスも含め、より包括的な相談援助業務」（地域包括支援センターの手引き 厚生労働省より）を指します。</p> <p>また、具体的な職種については、社会福祉士国家試験受験資格の高齢者分野における相談援助業務の実務経験として認められる職種となります。</p> <p>なお、例えについては、配置基準により配置されている介護支援専門員に限り含まれます。</p>
6	<p>利用者専用の駐車スペースの確保</p>	
	<p>利用者専用の駐車スペースについては、どの程度の台数を確保することが望ましいのか、教えてください。</p> <p>また、そのときに駐車場付帯設備として整備しておくことが望ましいものがあれば教えてください。</p>	<p>駐車台数については、2台以上は確保いただくとともに、必要に応じて増設できるように配慮願います。</p> <p>また、付帯設備については、車いすの方の乗降に配慮した施設整備をお願いします。</p>